



令和3年3月18日
健康福祉部子育て支援課
043-223-2462

子育て優待カード「チーパス」の対象年齢を引き上げます！
～新たな専用ウェブサイト・アプリ「チーパス・スマイル」開設～
～電子版「チーパス」も配信スタート！～

子育て家庭の皆様のご意見を踏まえ、本年4月1日から、子育て優待カード「チーパス」の対象を18歳未満のお子さんがある世帯に広げます。

また、結婚から妊娠・出産、子育てまでの情報を提供する「チーパス・スマイル」（専用ウェブサイト・スマートフォン用アプリ）の運用開始と、併せて電子版「チーパス」の配信も開始します。ぜひ、ご利用ください。

1 概要

(1) 子育て優待カード「チーパス」の対象拡充

現在対象としている「県内の妊娠中の方又は
 中学校修了までのお子さんがある世帯」を

4月1日からは「県内の妊娠中の方又は18歳未満まで
 のお子さんがある世帯」に変更。

※使用期限は、一番年下のお子さんが満18歳になって初めて迎える3月31日まで



チーパス（新カード）

(2) 専用ウェブサイト・スマートフォン用アプリ「チーパス・スマイル」の運用開始

結婚から妊娠・出産、子育てまで各ステージで必要な情報を発信するため、県が開発した専用ウェブサイト・アプリ。

※現在利用されているウェブサイト「チーパスねっと」と、スマートフォン用アプリ「ちばMy Style Diary」を統合したものの。

- ・ウェブサイト (URL) <https://chi-pass-smile.pref.chiba.lg.jp>
- ・スマートフォン用アプリ Google Play 又は App Store から無料でダウンロード

(3) 電子版「チーパス」の配信開始

パソコン・タブレット、スマートフォンから専用ウェブサイト・アプリ「チーパス・スマイル」で利用登録することで使用が可能。



電子版チーパス
 （スマートフォン）の
 イメージ

2 運用開始日時（上記（2）（3））

令和3年4月1日（木）午前9時00分から

《裏面へ続く》

【参考】

○「チーパス」(平成24年7月～)

- ・ 協賛店(チーパスの店)でチーパスを提示すると、割引等のサービスが受けられる。3月1日現在の協賛店舗数は、8,208店舗。
- ・ 現在利用されているカード(黄色)は、3月31日期限で使用不可。
- ・ 新しいカード(ピンク)は、小、中学校、幼稚園、保育所等を通じて各家庭に配付中(3月末までに配付予定)。その他、カードが必要な方は各市町村で配付。

○「チーパスねっと」(平成24年7月～令和3年3月)

- ・ チーパスの協賛店情報等を発信する専用ウェブサイト。

○「ちばMy Style Diary」(平成27年8月～令和3年3月)

- ・ 市町村が行う婚活イベントや、県及び市町村の子育て支援情報を発信するスマートフォン用アプリ。